

## 王守仁の『大學古本傍釋』の考察

水野 實

### 序言

王守仁（陽明）は正徳十三年（一五一八）『古本大學』を公刊したが、所刊の書は本文のみではなく、その冒頭には自らの序文を掲げ、その傍には自らの注釋を施したものであった（參照）。この書は後世様々な呼稱を持つに至るが、ここでは最も一般的と思われる『大學古本傍釋』を採用し、時に『傍釋』の略稱（特に注釋は「傍釋」）を使用することにしたい。

さて、「傍釋」には中國本土で刊刻され、現存するテキストが三本ある。一本は隆慶二年（一五六八）刊『丘陵學山』所收の『大學古本』（以下「學山本」と略）、一本は乾隆年間（一七三六—一七七〇）刊『國海』所收の『大學古本旁註』（以下「國海本」と略）で、いずれも世に知られている。が、さらに一本、萬曆三十六年（一六〇八）刊『大學古今本通考』所收の『大學傍註古本』（以下「通考本」と略）が現存する。このテキストの注釋は傍注ではなく割注で示されるもので、内容は「國海本」に近似するが、刊刻年は遙かに早い。從來の一本にこの一本が加わることは比較校合上においても極めて意義がある。

さて、「傍釋」は邦儒がすでに注目しており、文政十二年（一八二九）には佐藤坦（一齋）が「國海本」に多少校訂を加え、さらに自ら

十六條の「補」説を施して、『大學古本傍釋』（以下「一齋本」と略）を刊行している。またこの後天保三年（一八三三）には大鹽後素（中齋）が『大學古本旁註』（以下「中齋本」と略）を作成し、その『古本大學刮目』に收録して出版した。「中齋本」は、「學山本」と「國海本」の注釋を重ね合せて相互の不足を補い、さらに校訂してそれを割注の形で表わしたものである。これら邦儒の業績は以下の所論に資する點も多い。

江戸期においては「傍釋」を王學理解の資料として役立てるべく努力がなされているが、近代の研究においてはほとんど取り擧げられることもない。この點には一應理由も考えられるもので、それを擧げるところのごとくである。

- (+) 門人の偽作とする説がある。
- (+) 書名が一定せず、體裁も粗略である。
- (+) 信頼のおける遺稿集に収録されてない。
- 四 異本があり、その真偽が確定しないく。

しかしながら、現存の「傍釋」に關する(+)の間接的、外見的な嫌疑を拂拭するのはさほど困難ではなく、四の直接的な問題も比較校合による原本の確定は可能である。この結果に加えて、さらにその信憑性を保證する資料もあり、それを擧げると次のごとくである。

四 「傳習錄」上の『大學』説に近似する。

△ 他の學者の引用がある。

最後に「傍釋」と直接關係しないが、

(七) 異本各々に對應する序に一貫性がない。

という點は、再び不信の念を起しかねない問題となる。が、これも解決は可能である。

以上(一)～(六)について詳細な検討を加え、現存の「傍釋」の一本が、王守仁の親書として信憑性が極めて高いことを證明したい。

一

「傍釋」を偽作と断じたのは、清の毛奇齡である。彼はその「王文成傳本」(『西河合集』八一冊)で次のように言う。

文成の示す所の者は是れ『禮記』の原本なり。今、世に行はれて註釋有る者は門人の偽入に係る。之れ大いに據るに足らず。後、嘉靖の間給事賀欽、學を好み官を棄て遼東に還り、陽明の『古本大學』を出し、學者を教ふ。但だ章載有りて並びに註釋無し。

邦儒佐藤一齋は自らの「大學古本傍釋序」において所説の趣旨を記した後、次のように言つてゐる。

文成の序を案するに、明明として曰く、傍に之れが釋を爲す、と。而るに今以て釋無きを眞と爲す。豈に其然らんや。この批判にあるように守仁が注釋を施したことは彼の「大學古本序」によつて確認され、さらに「年譜」や「黃勉之に與ふ」の書簡(二参照)によつても疑う餘地はない。偽作説は一齋の指摘によつてはやくも壊れ去ることにならう。

そもそも門人偽作説には根本的に疑問が生じる。師説を墨守する意

識の希薄な王門の性格からして門人が偽作するとは先ず考え難い。守仁没後門下は各々自説を主張し、注釋も著わしているではないか。また「傍釋」は「致良知説」以前の未定の論であるはずで、偽作してどれほどの意味があらうか。門人ならばこの點を十分了解していただけであろう。さらに偽作の時期を「嘉靖間」とするのも不審である。徐々に門人もこの世を去るが、まだ生存者も多い。暴露される危険性も極めて大きかったのではないか。

また偽作の論證に關しても不審な點が多い。先ずは賀欽の記事である。賀欽は、成化二年(一四六六)の進士で致仕の後陳獻章(白沙)に從學し、學問に專心精勵した學者のことである。かつて給事の職にあり、出身を遼東(遼寧)とするのも毛説に一致する。しかし、彼が『古本大學』を取り擧げた形迹は全くない。しかも彼の沒年は正徳五年(一五一〇)で、所説の「嘉靖間」(一五二二以降)の遙か以前にこの世を去つてゐる。のみならず、「傍釋」上梓の正徳十三年(一五一八)にもすでにこの世の人ではない。「陽明の古本大學を出す」ということがあらうか。

さらに言えば、賀欽を上述の人物とは別人としても、守仁の門人(私淑を含む)とするのであるらうか。守仁に賀欽という門人がいたといふ記録はない。門人でないとすると何故に「陽明の古本大學」で教育しようとしたのか、「陽明の古本大學」と言うが「陽明」のものである證據はどこにあるのか等々不審な點は枚挙に暇がない。毛説の論證はまことに杜撰なものと言つてよからう。

「傍釋」を門人の偽作としたのは根本的な誤りであるが、所説は一顧だにする價値がないかいうとそうでもない。守仁の記事はその晩年「傍釋」を廢棄したことに由來するものと思われる(三参照)。また賀

欽の記事は自ら「賀欽傳」(『西河文集』卷八十)を編述しているが上引の事迹について一言觸れることがないことから、彼自身の混同か錯覚によることを思わしめる。『古本大學』の出版が賀欽ではなく、かえつて直門によるものとすれば、了解できる面もあるう(三参照)。ともかく、以上の毛奇齡による「傍釋」偽作説は愚論であり、「現行本」の眞偽に關して何ら意味のあるものではない。しかし、かなり誇張されて受け取られているのは、「傍釋」にはまだ様々な不信感を懷かせる要素があるからであろう。

## 二

## A

『傍釋』には從來定まつた書名がない。すでに示した「現行本」の書名においても十分確認されるものである。

- (一) 大學古本(大學古本傍釋)<sup>(a)</sup> — 「學山本」
- (二) 大學古本旁註 — 「國海本」
- (三) 大學傍註古本 — 「通考本」
- また書目類に記録される書名を掲げても次の」とく異なる。
- (四) 大學古本旁釋 — 「經義考」卷一五九
- (五) 大學古本注 — 「千頃堂書目」卷一
- (六) 古本大學注 — 「明史藝文志」
- (七) 大學古今注 — 「國史經籍史」
- さらに他書に見える書名を掲げても次の」とく様々である。
- (八) 大學古本 — 「困知記」三續、附錄「王陽明に與ふる書」(正徳十五年)

(九) (所釋) 大學古本 — 「傳習錄」中卷「顧東稿に答ふる書」(嘉靖四年)

(十) 古本旁註 — 「大學古義」卷一「知本義」

なお、邦儒の佐藤一齋は「大學古本傍釋」、大鹽中齋は「大學古本旁註」をその書名したことはすでに示したごとくである。

かくも書名が一定しないのはいかなる原因によるのであるうか。呼稱の便を考え略稱を用いた場合もあるかもしだれないが、すべてがそうとは言えない。内容を異にする異本であるかもしだれないが、すべてがそうとは言えない。

これは「傍釋」と刊行年が近接する書に引用されるその書名(上掲八・九)から推して元來はただ「大學古本」とのみ記されており、注釋書としての命名はされていなかつたことによるものではなかろうか。「傍釋」の序文が「大學古本序」と呼ばれ、例えば決して「大學古本傍釋序」とは呼ばれなかつたこと、また「古本大學を刻す」「(年譜)」と記され、例えば「古本大學傍註を刻す」とは記されなかつたことは、この證據としてよいであろう。

注釋書としての命名がなされたのは守仁が自らの注釋より『古本大學』そのものを公刊することに意義を認めていたためであるうし、「古本大學」の權威を正面に強く打ち出すためであつた、と推測してよがるう。しかしながら、後世においては當然、一注釋書としての扱いを受けることとなり、「古本大學」の原本と區別するためにもそれなりの書名が冠せられるに至つたという次第ではなかろうか。こう考えれば書名について不信の念を起すに及ぶまい。

なお、「學山本」の内題が「大學古本」とあるのは、本來の姿を傳えるものとして注目しておるべきであろう。

## B

「現行本」の體裁は他の注釋書と較べて一見奇異の感を懷かせるものがある。本文の傍に注記する形體もその一つと言えようが、一で述べたようにこれは全く問題がない。しかし、極めて簡略で一部に限られた注釋のあり方には、本來の姿を傳えるものか否かと懷疑的になるのも當然であろう。佐藤一齋は毛奇齡の「僞作説」を一蹴したが、毛説の背景を臆測して次のように言う。

註釋、屢々數處に止まる。後半截は、尤も簡略にして世の訓注と事體殊に異なる。遽かに之れを讀めば、淺率にして意を経ざるが若し。毛氏斥けて以つて僞入と爲すは、殆んど此れを以てか。

毛説に對する一齋の推察はともかく、一齋が依據した「傍釋」の一本「國海本」は後掲のよう(四参照)極めて注釋が少く、特に後半部は無いに等しい。確かに安易に注釋を付した感は免れないであろうし、實際に意圖を量りかねる注釋もないではない。不信の念が増すのも蓋し自然であろう。「學山本」の場合は多少様相を異にするが、これとて同様の譏りを受ける餘地は多分にあろう。

しかし、注釋は元來簡略なものであった。王守仁は「黃勉之に與ふ」の書(『王文成公全書』文錄)。この書は以下『全書』と略)で次のよう(四参照)。古本の釋は已むを得ざるなり。然れども敢て多く辭説を爲おざるは、正に葛藤繼續すれば、則ち枝幹反つて蒙翳を爲すを恐るればなり。

ここで守仁は自ら多く「辭説」(注釋)を施さなかつたと述懐しているのである。「葛藤」(注釋)が絡まれば、「枝幹」(本文)が暗く蔽

われてわからなくなるのを恐れたからだと理由も述べて明瞭である。守仁の發言を待つまでもなく、そもそも傍釋という注釋の形體は元來大量の注釋を施すには無理があるのであり、この形體を採用したこと自體、簡略な注釋を企圖して臨んだものと推察してよいものであろう。

以上、體裁的面から基本的には不信の念を懷くに及ばないが、上引の一齋の指摘にもあつたように「國海本」(『通考本』も同様)における後半の注釋のあり方にはやはり不信の念を拂拭しきれないものである。

## III

「傍釋」が守仁の門人の手によって刊行された信頼のにおける遺稿集(『全書』等)の中に一切收録されなかつたことは、一における「僞作説」の信憑性を高める資料ともなるが、これには十分理由があつたのである。

「黃勉之に與ふ」の書は嘉靖三年(1524)守仁五十三歳の時のものであるが、そこで、

短序亦た嘗て三たび稿を易ふ。石刻は其の最後の者なり。  
とあり、「大學古本序」(以て「序」と略)は、「三たび」改訂され、最終稿は「石刻」したと言つてゐる。「序」の改訂の様子を傳える書簡は他にある。嘉靖二年守仁五十二歳の時の「薛尚賢に寄す」の書(『全書』文錄)には、

致知の二字は千古聖學の秘なり。……近く古本序中において數語を改め、頗る此の意を發す。

とあり、「序」の改訂は所謂「致良知説」からのものであつたことが

了解されよう。このことは現存の新舊二本の「序」を對比する」とによつても確認されるものである。ともかく、「序」が「致良知說」によつて改訂された事實から、注釋即ち「傍釋」も當然その方向で改訂が考えられたであろうと推測するには十分妥當性がある。

しかし、この書簡も含めて以前の書簡にはこのよだな守仁の意圖を傳えるものはない。また翌年の「黃勉之に與ふ」の書における「古本の釋は已むを得の意さりしなり」（二既引）という發言に、守仁の「傍釋」に對する不満の心情を読み取ることは可能であるが、改訂の意圖を見るることはできない。

ところが、同年に成る「黃勉之に與ふ」の書（『全書』文錄卷一）は、黃省曾の質問狀に對する返信であるが、その冒頭の一文に次のように言う。

勉之別れ去りて後、家人の病益々狼狽し、牋軀も亦た咳逆泄瀉相ひ仍り、曾て間日無し。人事の紛沓は未だ論せざるなり。是れを用つて『大學古本』曾て下筆の處無し。勤勤の意に幸く有り。然れども此れ亦た自ら徐々に之れを圖るべし。但だ古本の白文の吾が心に在る者、未だ時時發明する能はず。却つて憂ふべき有るのみ。

ここで夫人と自分自身の病氣、さらに人事の紛沓が重なり、『古本大學』に「下筆」できなかつたと守仁は辯明しているが、この「下筆」とは注釋のことではないか。推測するに、省曾が守仁の學舎に滞留して辭去する際、守仁は再び注釋を完成させることを省曾に確約していたのであらう。省曾の來信は學問の質疑もかねてその成否を問うものであつたに違ひない。かくて守仁の辯明となつた次第である。「勤勤の意」とは具體的に言えば、守仁の注釋に對する省曾の期待で

あらう。しかし、その注釋は手さえつけられない状況であったから、まさだ「そぞく」ものであつた。ともかく、省曾が守仁の下を立ち去る時點を目安としてその前後の頃より、守仁は再び「傍釋」に取り組もうとしていたことは確かである。

またこの守仁の口吻からして、既成の「傍釋」を基にした一部の改訂ではなく、「致良知說」による新釋を企圖していたのではなかろうか。「大學古本、下筆の處無し」との表白からは『大學』の白文を取り組む守仁の姿も浮んでこよう。従つてまたこの時點において、既成の「傍釋」はすでにその效力を失つており、廢棄された状態に近かつたと言つて過言でなかろう。だからこそ省曾も「勤勤の意」をもつて守仁に強く迫つたのではなかろうか。

ここにおいて注釋は全く手さえつけていない状態であつたが、「徐徐に之れを圖るべし」と自らも言つよう、その努力は續けられたことであらう。しかし、この後「傍釋」が新たに作成された、或いは改訂されたという話は一切傳わつてこない。守仁の發言もなく、門人の言及もないのである。

そもそも『大學』の解釋に「致良知說」を導入するのはかなりの困難が豫想されよう。このことは「序」における「三たび」の改訂によって證明すみである。この場合は本文を目的前にしての解釋であり、その困難さは比べものにならなかつたであらう。結局、「傍釋」の新稿は幻に終つたのではなかろうか。

この幻の「傍釋」の志を繼ぎ、『大學』本文の理解を補ふものとして登場したのが『大學問』（『全書』卷二）であつたのではなかろうか。錢德洪（緒山）による『大學問』の序文の後半には、

師、思・田を征す。將に發せんとするに先ず『大學問』を授く。

徳洪受けて之を錄す。

とあって、師守仁が死出の征旅に立つに際し、彼に『大學問』を口授するという劇的な状況を書き出しているが、この前半においては、

吾が師、初見の士に接するに、學・庸の首章を借りて以て聖學の全功を指示し、從入の路を知らしむ。あるように、守仁の學舎において『大學』首章による教導は行われており、この内容は後引からしても『大學問』に一致すると見てよいのであろう。當然この内容は門人達にも知れていたであろう。從つて彼の跋文によれば、

門人に錄して書を成すを請ふ有り。曰く、此れ須らく諸君口口に相ひ傳ふべし、……。嘉靖丁亥八月、師起ちて思・田を征す。

將に發せんとするに門人復た請ふ。師之れを許す。

とあり、徳洪自身と見られる門人はすでに『大學問』の上梓を懇請していた。出征に際してその許可が下りたということに過ぎなかつたである。上引の序文はこのことを古式ゆかしき表現をとつて書き記そうとしたものと理解すべきであろう。

『大學問』は『大學』の全文ではなく首章のみの解釋である。またその本文に基づくとは言え、それを咀嚼したものを問答形式にしたものである。ここにおいても「致良知説」が十全に發揮されているかは疑問であるが、注釋に較べて困難さは少く、「致良知説」を組み込んで纏まつた形に收めることができたと言つてよいかもしけない。

『大學問』は不成立の「傍釋」に取つて替わるものであつて、この解釋が結晶した時點（守仁五十四歳以降）において、既成の「傍釋」は完全に廢棄されたものと見てよからう。門人はこの間の事情を十分に

了解していた。だから「傍釋」を重刊することもなく、遺稿集に收めることもなかつたのである。これは舊刻の「序」が遺稿集中に一切收められなかつたのとまさに歸を一にするものである。いずれもその重要性に鑑みて混亂を避ける配慮に出たものであろう。

跋文には、鄒守益（東廓）が『大學問』を『大學古本』と合刻したことが記されているが、この『大學古本』に注釋はなかつたに違いない。これは一に述べた毛説のすべてが全く荒唐無稽なものでない一證左となるものであろう。

「傍釋」は以上のような經緯によって直門によって後世に傳える努力はなされたが、『現行本』が豫期せぬところに由來するのもむしろ當然であり、これによつて嫌疑を掛けるのは不當であろう。

ところで「現行本」三本のうち、二本は入手の経路が判然としないが、「學山本」は王文祿（嘉靖十年の舉人）が前引<sup>[6]</sup>で取得の経緯を詳述している。

嘉靖丁亥秋、先康毅君、祿を率ゐて江を渡り、陽明洞を扣く。天に聞く王龍溪先生、『大學』を講ず。『古本傍釋』を得るに……

嘉靖六年（一五二七）の秋、海鹽（浙江）の王文祿はその父と覺しき「康毅」に伴われ、守仁が講學するその郷里余姚（浙江）の陽明洞尋ねた。入門のためであろう。が、この年の八月、守仁は出征しておられた。しかし、文祿が所言の張本人であり、この本に直接關與していることは、逆に不信感を呼び起すことにもなりかねない。彼は僻のある胡

散な人物であったようで、晩年は偽作マニアの豊坊（嘉靖二年の進士）と親交を持ち、坊の一連の偽作を盲信したばかりか、「石經大學」に關してはその表章にも與つてゐる。「傍釋」は彼の捏造に係るのではないかとまで疑う向きもあるかも知れない。

しかし、それは當るまい。假りに彼が「傍釋」を捏造したとする。

それはそうまでして世に示したかった彼自身の解釋に他なるまい。それをいとも簡単に見限つて「石經本」に飛びつき、またその注釋（「大學石經古本傍釋」）を世に問うといふことは先ず考え難い。

また彼は元來、「傍釋」とは異なる本文解釋の發想を持つていたと考えられる。彼は「傍釋」の「前引」で次のように述懐している。

經文の「未之有也」の下、「此謂知本」の二句に接するは、文氣甚だ急にして缺文有らん。

この「此謂知本」の句の前に缺文を認める解釋は正に朱熹の解釋と同一である。これは「傍釋」が依據した「古本」を否定するのに他ならず、また「未之有也」と「此謂知本」の句の連續性を主張する「傍釋」の解釋（後掲四の八條）を否定するものであらう。しかもこの箇所の解釋は本文全體の把握の發想を示唆するもので、彼も朱熹と同様に三綱領・八條目の傳釋が整然とした姿を本來のものと考えていたことを推測させる。これは一部のみならず全體的に「古本」を否定するものであり、「傍釋」とは種々の點で抵觸したことが推測されよう。ともかく、彼がこのような發想を持っていたとすれば、傳釋部の整然たる「石經本」に飛びついたのも當然であらう。またこの實際の行動から彼の所言は十分信憑性があると了解してよい。そして「傍釋」を捏造するようなことはありえないと判断してよからう。

文祿は守仁晩年の俊足黃省曾と親交があつた。また「傍釋」を收錄

した『丘陵學山』が刊行された隆慶二年（一五六八）にも守仁の高足の王畿や錢德洪はまだ存命であった。<sup>(3)</sup> 彼は「傍釋」を捏造しなくい環境にいたことも確かなことであろう。ともかく、彼に對して嫌疑をかける必要はあるまい。

#### 四

現存の「傍釋」は三本、所收書の成立順に記すと、「學山本」、「通考本」、「國海本」である。注釋の字數は、「學山本」が七百三十一字、「通考本」四百四字、「國海本」四百三十五字で、前者と後二者ではかなり差異がある。が、内容は一致する部分が多く、三者にはかなりの類似性も認められ、その關係は次のとくである。「國海本」は、「學山本」に對して五箇所の注で突出するが、ほぼ「學山本」に抱攝され、また「通考本」は完全に「國海本」に抱攝される。

以下、三本の關係を踏まえて、「學山本」を底本とし、「通考本」、「國海本」を重ね合せて、三本の注釋の全貌を示すことにする。一部は「通考本」・「國海本」にない注釋、□部は「學山本」にない注釋、――部は「通考本」にない注釋で、文字の入出異同は注釋の文に番號を付して末部に纏めて記した。

#### 大學古本

1 大學之道——止於至善。「親愛也」<sup>(1)</sup> 明明德親民、猶修己安百姓。

明德親民無他、惟在止於至善。盡心之本體、謂之止至善。」

2 知止——能得。「至善者、心之本體。知至善惟在于吾心、則求之有可能向。」

3 物有本末——近道矣。

4 古之欲明明德於天下者、「明明德于天下、猶堯典克明峻德以親九族、

至協和萬邦。」

5 先治其國——欲修其身者，

6 先正其心——在格物。「致知、致吾心之良知也。」格物、格正事物也。」心者、身之主。意者、心之發。知者、意之體。物者、意之用。如意用于事親、卽事親之事格之、必盡夫天理、則吾事親之良知、無私欲之間、而得以致其極、知致則意無所欺、而可誠矣。意誠則心無所放、而可正矣。格物、如格君之格。是正其不正以歸于正。

7 物格——天下平。自天子——以修身爲本。

8 其本亂——此謂知之至也。「其本則在修身。知修身爲本、欺謂知本、

9 所謂誠其意者、未可謂之知修身也。」

10 母自欺也——君子必慎其獨。〔誠意只是慎獨。工夫在格物上用。猶

中庸之戒懼也。〕

11 小人間居——而著其善。「君子小人之分、只是能誠意、與不能誠

意。」

12 人之視己——此謂誠於中形於外。「此猶中庸之莫見莫顯。」

13 故君子必慎其獨。曾子曰——其嚴乎。〔言、此未足爲嚴、以見獨之

嚴。〕

14 富潤屋——故君子必誠其意。「誠意工夫、實下手處、只在格物。引

詩、言格物之事。此下言格致。」

15 詩云瞻彼淇澳——終不可誼兮。「惟以誠意爲主、而用格物之工。故

不須添一微字。」

16 如切如磋者——自修也。「猶中庸之道問學尊德性。」

17 瑟兮僴兮者——威儀也。「猶中庸之齊明盛服。」

18 有斐君子——民之不能忘也。「格致以誠意、則明德止於至善。而親

民之功亦在其中矣。」

19 詩云於戲——而利其利。「明德親民只是一事。」

20 此以沒世不忘也。「親民之功、至於如此、亦不過自用其明德而已。」

21 康誥曰——克明峻德。「又說歸身上。」

22 皆自明也。「自明不已、卽所以爲親民。」

23 湯盤銘曰——作新民。

24 詩云——其命維新。「孟子告滕文公養民之政、引此詩云、子力行之、亦以新子之國。」

25 是故君子無所不用其極。「君子之明德親民豈有他哉。」皆求止於至善而已。」

26 詩云邦畿千里——可以人而不如鳥乎。「止於至善、豈外求哉。惟求之吾身而已。」

27 詩云穆穆文王——止於信。「又說歸身上。」

28 子曰聽訟——此謂知本。「又卽親民中聽訟一事、要其極。亦皆本於明德、則信乎、以修身爲本矣。又說歸身上。」

29 所謂修身在正其心者、「修身工夫只是誠意、就誠意中、體當自己心體、常令廓然大公、便是正心。」

30 身有所忿懥——不得其正。「此猶中庸未發之中。」

31 心不正焉——此謂修身在正其心。「正心之功既不可滯於有、又不可墮於無。」

32 所謂齊其家在修其身者、「人之心體惟不能廓然大公、是以墮其情之所發而辟焉。」

33 人之其所親愛——而辟焉。「親愛五者無辟、此猶中庸已發之和也。」

34 故好而知其惡——天下鮮矣。「能廓然大公而隨物順應者鮮矣。」

35 故諺曰——此謂身下不修不可以齊其家。

- 36 所謂治國必先齊其家者——而成就於國。
- 37 孝者——所以使衆也。〔又說歸身上。〕
- 38 康誥曰如保赤子。〔親民。〕
- 39 心誠求之——而后嫁者也。〔只是誠意。〕
- 40 一家仁——一國興仁。
- 41 一人貪戾——一人定國。〔又說歸身上。〕
- 42 勇舞師天下——而民不從。
- 43 是故君子有諸已——而后非諸人。〔又說歸身上。〕
- 44 所藏乎身——未之行也。〔只是誠意。〕
- 45 故治國在齊其家。
- 46 詩云桃之夭夭——而后民法之也。〔宜家人兄弟與其儀不忒、只是修身。〕
- 47 此謂治國在齊其家。
- 48 所謂平天下在治國者、「只是修身、只是誠意。」
- 49 老老——而民不倍。〔又說歸身上、親民。〕
- 50 是以君子有絜矩之道也。——此之謂絜矩之道也。〔工夫只是誠意。〕
- 51 詩云樂只君子——惡之。〔只是誠意。〕
- 52 此謂民之父母。〔親民。〕
- 53 詩云節彼南山——爲天下僇矣。〔惟係一人之身。〕
- 54 詩云殷之未喪師——峻命不易。
- 55 道得衆——則失國。〔身修則能得衆。〕
- 56 是故君子先慎乎德——乎民施惠。〔又說歸身工、修身爲本。〕
- 57 是故財聚——悖而去。
- 58 康誥曰——則失之矣。〔惟在此心之善否。〕
- 59 楚書曰——惟善以爲寶。〔善人只是全其心之本體者。〕

- 60 爭犯曰——仁親以爲寶。
- 61 秦晉曰——亦有利哉。〔此是能誠意者。〕
- 62 人之有技——黎民亦曰殆哉。〔是不能誠意者。〕
- 63 唯仁人——能惡人。〔仁是全其心之本體。〕
- 64 見賢——薦必遠夫身。
- 65 是故君子有大道——驕泰以失之。〔只是誠意。〕
- 66 生財有大道——財恒足矣。
- 67 仁者以財發身。〔能明德者則能親民。〕
- 68 不仁者以身發財。
- 69 未有工好仁——非其財者也。〔能明德則民親。〕
- 70 孟獻子曰——以義爲利也。〔又說到(\*歸)修身上、工夫只是誠意。〕
- 注(助字の有無異同は省略)
- (1)明 通考本にはこの字がない。
- (2)親 通考本は「新」に作る。
- (3)通考本・國海本にはこの間に「言」の字がある。
- (4)事 通考本・國海本は「孝而」に作る。
- (5)極 通考本・國海本は「知」に作る。
- (6)知致 通考本は「致知」に作り、國海本は、「知至」に作る。
- (7)此 通考本・國海本にはこの字がない。
- (8)用 通考本・國海本は「明」に作る。
- (9)親 通考本は「新」に作る。
- (10)一 通考本・國海本は「亦」に作る。
- (11)皆求 通考本・國海本は「不過」に作る。
- (12)外求 通考本・國海本は「有他」に作る。
- (13)常 通考本は「嘗」に作る。國海本はこの字がない。
- (14)此 國海本にはこの字がない。

(5) 函海本にはこの字がない。

\*歸 通考本

右の注釋において二本相互の異同の大なるものを確認しておくると次の如くである。

〔1〕「函海本」・「通考本」は「學山本」に較べて注釋が少ない、特に後半部は無いに等しい。(一部)

〔1〕「函海本」・「通考本」には「學山本」にない「只是修身、只是誠意」の注(46條□部)がある。

〔1〕「函海本」・「通考本」には「學山本」にない「又說到(歸)修身上、工夫只是誠意」の注(67條□部)がある。

〔4〕「函海本」には「學山本」・「通考本」にない「親、愛也」の注(1條□部)がある。

〔5〕「函海本」には「學山本」・「通考本」にない「致知、致吾心之良知、格物、格正事物也」の注(6條□部)がある。

〔6〕「函海本」には「學山本」・「通考本」にない「親愛五者無畔」の注(32條□部)がある。

次には先づこれらの異同が發生した直接原因についての推定を端的に示し、この後さらにその理由を詳述してみよう。

〔1〕「通考本」・「函海本」の状態は「學山本」の注釋が何らかの要因で脱落した結果である。

これは他の學者が引用する「傍釋」の注で「學山本」にしかないものがあること(上掲6條・13條。後掲六参照)、「學山本」の刊刻時期が他の「一本に較べて遙かに早」ことによる。また逆に始めるが「函海本」・「通考本」の状態で後に注が付加されて「學山本」の状態になったとするのは、上因に加えて、後半部の状態からして(後述参照)やはり

不自然であつる。なおこの脱落に關して意圖的・思想的意味を見い出すのは困難である。

〔1〕「只是修身、只是誠意」の注は「學山本」の諸注が脱落する際、一體となって殘存したものではないか。

この「1句は「學山本」中に存在する「只是修身」は一度、「只是誠意」は五度)が、「通考本」・「函海本」では「學山本」の位置にない上にほぼ消失しており、しかもこの「1句の注が「治國・平天下」の章の冒頭に付せられる意味が不明であることによる。またこの推定は「1」の推定に矛盾しないのみならずそれを十分裏づけるものともなる。

なお、邦儒もこの「1句の存在には疑問を懷いたようで、「中齋本」ではこの「1句を削除しており、「一齋本」ではこの「1句を「齊家・治國」の章の冒頭に移動させている。いやれも見識が窺われるものである。

〔1〕「說到(歸)修身上、工夫只是誠意」の注は、「學山本」の諸注が脱落する際、その「說歸修身上」が「說到(歸)修身上」となり、その「工夫只是誠意」と一體となって殘存したものではないか。

この「1句の上句は「學山本」ではない。しかし、類似する「說歸身上」の句は八度に亘って出現するもので、これが誤ったものと見てよいのではないか。「函海本」ではわかりにくいが、以前に刊刻された「通考本」では「說歸修身上」に作るのはその有力な證據となる。なお「修」の字の挿入の意味は不明であるが、「1」における「只是修身、只是誠意」と對應させようとしたものかもしれない。

と曰される句は「學山本」の中に存在する（「說歸身上」は八度、「工夫只是誠意」は一度）が、「通考本」・「函海本」では「學山本」の位置にない上にはば消失しており、しかもこの一句の注が「治國・平天下」の章の末文に付せられる意味が不明であることにによる。またこの推定は「一」の推定に矛盾しないばかりか、これを十分裏づけるものともなる。

なお、「一齋本」ではこの注の所在を疑い、「治國・平天下」の章の冒頭に移動させている。これは「二」における校訂と對應させたものであろうが、やはり見識が窺われるものである。

#### 〔四〕「親、愛也」の注は後に加されたものであらう。

これは「函海本」より以前に刊刻された「通考本」にこの注がないこと、加えて守仁の遺稿中にこの訓詁がないことによる。

またこの注が加えられた背景も推測が可能である。守仁以降の『大學』解釋において、「親」は元來「新」の意であるとして、三編領の「親民」を校訂せずに「新民」と解釋することが屢々行われるようになる。この注はその不可なることを明示しようとしたものではなかろうか。守仁の思想に坂くものではないが、必要な注とは思われない。このような背景があつてこそ意味のある注ではないか。

ところで、「通考本」においては「親民」とあるべきところを「新民」に誤記する箇所がある（注②・⑨）。一方、「函海本」においてはすべて「親民」と正しく記されている。これは現存の「通考本」を直接改めた結果かもしれない。ともかく、このような誤記を目前にすれば、上述のような解釋に對する危惧を強く懷かせることにならうし、上掲のような訓詁を付加する動機も高まることにならう。

#### 〔五〕「致知、致吾心之良知。格物、格正事物」の注は後に付加さ

れたものであらう。

これも「四」と同様、「通考本」にこの注がないこと、加えて「致知」・「格物」の解釋が後世のものと考えられるにによる。

この注が付加された動機も明白である。「通考本」ではすでに「學山本」に存在した「格物」の注が消失している。最も必要な根本の工夫の解釋が示されていないことになる。補う意圖に出るのも當然であろう。

また「致知」を「格物」より前に押し立てて「吾心の良知を致す」と解釋するのは、守仁<sup>(2)</sup>晩年の「致良知說」を彷彿させるものであるが、この提唱の正徳十五年（一五〇〇）以前の成立の「傍釋」に存在すべき解釋ではない。また「格物」を「事物を格正す」と解釋する例は、守仁は愚か直門にもない。寡聞ながら、再傳にして一派をなした李材（見羅）<sup>(2)</sup>の所説にその例を知るのみである。兩者を合せて、後世のものと判斷されよう。

〔六〕「親愛五者無畔」の注は後に付加されたものであらう。これも「四」・「五」と同様、「通考本」にこの注がないこと、加えてまた内容、體裁上から不要な注と見られることによる。

この注が加えられる「修身・齊家」の章の本文は、この五者について「辟す」ことを説明するが、本文の意圖は工夫によって「辟す」ことがない状態に至ることを教えるものである。このことを前提にすれば、この注は確かに蛇足であろう。しかもこの注と下の「此猶中庸已發之和」の注との接續は良好とは言えまい。また「此猶中庸已發之和」の注は上在の「此猶中庸未發之中」の注（上掲30條）と表現上對應すると見られるところからもこの注は不要であろう。

以上の所論から、「傍釋」はその收錄書の刊刻時期の順に「學山本」

から「通考本」そして「國海本」へと内容も變化を辿ると見てよ。原本は「學山本」に他ならない。

ところで、「學山本」から「通考本」への變化は尋常ではなく、そこに意圖的・思想的要因を見い出すのは困難であり、守仁は愚か他の學者が改稿したと考えるのも無理があろう。原因は不明であるが、

「通考本」上梓の時點ですでに損傷が甚だしかったのであらう。この

ことは「傍釋」が極めてぞんざいに扱われてきたことを物語るものであり、三に既述の「傍釋」廢稿の推定を裏づけるものともなる。

一方、「通考本」から「國海本」への變化は損傷の甚だしい「通考本」を王學的立場から多少とも補おうとする意圖に出た結果と推察してよいもので、この改稿は當然「通考本」上梓以降でかなり後世のものなる。結局、いずれも守仁が改稿したものではないと判断されるもので、三に既述の「傍釋」未改稿の推論を裏づけるものとなる。

## 五

四に示した「傍釋」中の所説は、「傳習錄」上巻の「大學說」に一致もしくは類似するものが少くない。以下それを訓讀して示すと次の二点である（一條、一部は「學山本」）

### 三編

○1條 「明徳を明かにし、民を親しむは、猶ほ己を修めて百姓を安んずるが」とし。」

『傳習錄』上1條「如へば孔子の「己を修めて以て百姓を安んず」と言ふは、「己を修む」は便ち是れ明徳を明かにするなり。「百姓を安んず」は便ち是れ民を親しむなり。」

知止……

〇3條「至善なる者は心の本體。至善惟だ吾心に在るを知れば、則ち之れを求むるに定向有り。」

『傳習錄』上87條「問ふ、「止まるを知るとは、至善は只だ吾心に在つて元、外に在らざるを知るなり。而る後、志定まる。曰く、「然り」と。」同上93條にも類似表現。

### 八目

〇6條「心は身の主、意は心の發、知は意の體、物は意の用。如し意、親に事ある用あれば、親に事あるの事に即きて之れを格す。必ず夫の天理を盡せば、則ち吾親に事あるの良知、私欲の間する無くして、以て其の極を致すを得。知致れば則ち意、欺く所無くして誠にして。意誠なれば則ち心放つ所無くして正すべし。格物は、君を格するの格の如し。是れ其の不正を正して以て正に歸す。」

『傳習錄』上6條「身の主宰は便ち是れ心。心の發する所は便ち是れ意、意の本體は便ち是れ知、意の在る所は便ち是れ物なり。如し意、親に事あるに在れば、即ち親に事あるは便ち是れ一物なり。」

同上3條「即し心の良知、更に發して障礙無く、以て充塞流行するを得れば、便ち是れ其の知を致すなり。知致れば則ち意誠なり。」同上7條「格物は孟子の「大人は君心を格す」の格の如く、其の心の不正を去つて以て其の本體の正を全くするなり。」同上86條「格は正なり。其の不正を正を正して正に歸するなり。」

### 淇澳

● 15條「惟だ誠意を以て主と爲して、格物の工を用ふ。故に一敬の字を添ふるを須ひす。」

『傳習錄』上130條「誠意を以て主と爲し、去いて格物致知の工夫を用ふれば、即ち工夫始めて下落有り。……誠意を以て主と爲せば、

即ち箇の敬の字を添ふるを用ひず。」

前王

○19條 「明徳・親民は只だ是一事。」

○20條 「親民の功、此くの如きに至るも、亦た自ら其の明徳を用ひるに過ぎず。」

『傳習錄』上90條 「親民と雖も亦た明徳の事なり。」

正心

○29條 「誠意の中に就きて、自己の心體を體當し、常に廓然大公ならしむ、便ち是れ正心。」

○30條 「此れ猶ほ『中庸』の未發の中のこと。」  
『傳習錄』上120條 「止心は只だ是れ誠意の工夫の裏面にして、自家の心體を體當して常に鑑の空しく衡の平かなるを要むるなり。これ便ち未發の中。」

平天下（康説）

●38條 「民を親しむ。」

（樂只）

●52條 「民を親しむ。」

『傳習錄』上1條 「……「赤子を保つが如し」、「民の好む所は之れを好み、民の惡む所は之れを惡む、此れを之れ民の父母と謂ふ」と云ふが如きの類は、皆な是れ親の字の意なり。」

以上のように「現行本」（特に「學山本」）の所説に、『傳習錄』上卷の「大學說」との類似性が認められるのは、必ずしもその眞本たる證據となるものではないが、ここに守仁の思想が反映されていることは確認されよう。またこのことは、たとえ偽本であれ、上記以外の注においても守仁の思想を反映している可能性があり、資料的な價値も少

なからずあると言ひやよいかもしだれない。」

『傍釋』は正徳十三年（一五一八）の七月に公刊されたもので、これは守仁の當時までの「大學說」の總決算であった。一方『傳習錄』上卷はその約一ヶ月後に公刊されたものでこれも守仁の當時までの新學說の集成であった。「傍釋」に『傳習錄』上卷の「大學說」が反映するのは當然であり、むしろ反映していなければおかしい。「現行本」（特に「學山本」）はこの眞本たる必要條件は満すもので、この點やはりその信憑性を保證する一要因と認めてよいであろう。

ところで、『傳習錄』上卷130條には注目すべき記事がある。蔡宗充の守仁に対する次の質疑である。

文公の大學新本は、格致を先にして誠意を後にする。工夫は首章の次第と相ひ合するに似たり。若し先生の舊本に從ふの説の如きは、即ち誠意は反つて格致の前に在り。此に於て未だ釋然たらず。

朱熹の『大學章句』は、經部と傳釋部に本文を分別し、經部の三綱領・八條目の順序に従つて、傳釋部を整理し、補つたもので、「工夫」を詳説する傳釋部の順序は當然經部即ち「首章」の順序に一致する。その「格致」と「誠意」の關係も言うまでもなく「格致を先にし誠意を後にす」という結果となつてゐる。これを踏まえて「誠意は反つて格致の前に在り」と守仁の學説に疑惑を呈したもので、これも傳釋部の具體的な理解を前提にした發言と察せられる。

これは當然「傍釋」中に示されていて然るべきであろう。「現行本」はこの期待に十分答えるものである。「誠意」の章の最後の注（上掲四の14條）には、

誠意の工夫、實に下手の處は、只だ格物に在り。詩を引きて、格

物の事を言ふ。此の下、格致を言ふ。

とある。これは『古本大學』においては「誠意」の章の直後に位置する所謂「溟漠」の章を「格致」の傳釋に當てていたことを示すものである。

これはまさに「誠意は反つて格致の前に在り」という宗堯の發言を『大學』本文で具體的に示したものとなる。この「格致」理解を踏まえれば宗堯の發言の意味も明確に理解できようし、逆に彼の發言はこの「格致」理解の信憑性を保證するものとなる。そしてさらに『傍釋』の信憑性を保證する」と繋がるものであろう。

## 六

「傍釋」は三で述べた經緯からして直門、他派を問はず、後世に引用されて論議の對象となる要素は少からう。從つて他書の所引を目睹しがたいのも極めて當然であらう。が、寡聞ながら確實なものは三例ほどある。<sup>(2)</sup>

その一例は、羅欽順（整庵）の「王陽明に與ふる書」（『困知記』附錄）中にある。正徳十五年（一五二〇）守仁四十九歳の年のものである。

「意、親に事あるに用ふれば、親に事あるの事に即きてそれを格す」と曰ふが如きは、……

この書簡の冒頭には、『大學古本』・『朱子晚年定論』の惠送に對する謝意が表されており、内容の前半は『大學』説に對して、後半は『朱子晚年定論』に對しての批判である。この引用は『大學古本』から「傍釋」からのものと推定するのは十分妥當性があらう。が、この書簡ですでに『傳習錄』も披見したこと記しており、ここからの引述の二者の類似性と目されるものである。

用の可能性も考慮すべきではあらう。が、この文は『傳習錄』にはなく現存の「傍釋」（上掲四の6條）に確かに一致する文が存在する。これは現存の「傍釋」の信憑性を保證する貴重な資料であろう。

次の例は、「顧東橋に答ふる書」（『傳習錄』中卷）所引の顧璘の質疑中に引用される守仁の所言である。嘉靖四年（一五二五）守仁五十四歳の年のものである。

其の「知は意の體、物は意の用。格物は君心の非を格すの格の如し」と曰ふは……

この引用は、守仁の著述がらのものと推測されるが、當時既刊の三書の中、『朱子晚年定論』にこの發言はなく、『傳習錄』にも類似の發言はあるが一致するものはない。殘るは『傍釋』のみである。確かに酷似する（前半は一致）發言が現存の「傍釋」（上掲四の6條）に存在する。

知は意の體、物は意の用。……格物は君を格すの格の如し。

兩者の後半部は、『孟子』離婁上に出典を持ち、前引の『傳習錄』所引が正確であるが、後引の「心の非」二字を省略した現存「傍釋」の文も意圖は十分傳わる。「傍釋」において元來略記されていても考えられ、傳承の間に省略された可能性もある。また逆に書簡の應答の際に顧璘か或いは守仁が付加したことを考えられよう。この三字の増減については問題視するには及ぶまい。顧璘が「傍釋」を披見していたことは確實で（後掲七参照）、彼の所言の引用は「傍釋」からのものとして誤りあるまい。これも現存の「傍釋」の信憑性を保證する貴重な資料であろう。

因みに佐藤一齋がその「大學古本傍釋序」において指摘するのも上述の二者の類似性と目されるものである。

嘗て文成の「顧東橋に答ふる書」を讀むに、其の擧げて問ふ所の目、「傍釋」中の語を指すに似る者有り。

彼はこの類似性を一因として「傍釋」を眞本と信するに至つたが、「國海本」によるため後半部に言及がないうらみがある。

もう一例知るところを示すと、守仁の學の再傳にして一派を成した李材の「知本義」(『大學古義』卷一)の所引である。この論說の成立は萬曆元年<sup>(1)</sup>(一五七三)、自説の論據として示すもので、その「上」によれば次のごとくである。

修身を本と爲すを知る。斯れを本を知ると謂ふ。斯れを知の至りと謂ふ。陽明先生之れを言へり。

「」では守仁の所説とは知られてもその出自が判然としないが、その「下」によれば、

其の『古本旁註』に至りては、……「此謂知本、此謂知之至也」の旁に於いて之れに註して曰く、「修身を本と爲すを知る。斯れを本を知ると謂ふ、斯れを知の至りと謂ふなり」と。

ここに引用される一文は、『古本旁註』と明記され、『大學』の本文を示して「旁に於て之れに註して」とあることから、所謂「傍釋」によつたことは疑いがなく、また上引の同文も「傍釋」からの引用と知られよう。

この一文は、守仁の遺稿の中に見ることはできないが、確かに現存の「傍釋」(上掲四の6條)に一致するものが存在し、また對應する『大學』の本文も一致する。これも現存の「傍釋」の信憑性を保證する遺重な資料であろう。

羅欽順、顧璘による「傍釋」の引用の時期は、その刊行時期に近く、守仁が存命中でしかも應答中に於いて守仁の確認を経たものであ

<sup>(1)</sup> る。また李材の引用は時期は二者より遙かに後のものではあるが、所の「傍釋」は師であった守仁の高弟鄒守益に由來すると見られるもので、由緒は正しかろう。この三者の場合はいずれも「學山本」とは異なるルートに由來するものであることが確認される點で意義は極めて大きいと言えよう。

## 七

「傍釋」を收録する三書には合せて「序」も收録している。各書の「序」のあり方には疑問も殘るもので、最後にこの點について検討することにしたい。

三で觸れたように、「序」は「三たび」改訂されたが、現存の異本は一本、初刻のものと最後の石刻のものと曰される。前者を「舊序」、後者を「新序」として、「傍釋」各本の對應を示すと次のごとくである。

- 「學山本」——「新序」
- 「通考本」——「新序」
- 「國海本」——「舊序」

さて、初刊の「傍釋」は、無論「舊序」を冠したもので、そのままの形體で後世に傳承されたであろう。もう一本は、「傍釋」は改められなかつたからそのままであるが、「舊序」は廢して「新序」を冠して行わたるものがあつたと推測される。

「顧東橋に答ふる書」(『傳習錄』中卷)所引の顧璘の所言はこれを裏づけるものであろう。

釋する所の『大學古本』に、「其の本體の知を致す」と謂ふは、

……

顧璘がここで「釋する所の大學古本」と言つてゐるのは、「序」も含めた『傍釋』全體を指すと見るべきであろう。「其の本體の知を致す」という表現は「序」中のものである。しかし、この表現は「舊序」ではなく、「新序」にのみ見える表現である。また彼が「序」のみならず「傍釋」についても披見していた様子はすでに確認されている（六参照）。彼が所有していた『傍釋』は「新序」を冠したものであったと見て誤りがあるまい。恐らく「序」の石刻以降、『傍釋』はこの形體で内外に頒布されたのである。

従つて『傍釋』は元來一系統、それは新舊の「序」によって區別されるものであったと言つてよいであろう。さて、「傍釋」については四に詳述したように、「學山本」→「通行本」→「國海本」という變化の過程が考えられた。一方、「序」についても「學山本」→「通考本」という過程で「新序」が受け継がれていながら、「國海本」に至つて「舊序」となるのは、いつたいかな事情があるのか、まことに不審である。ことによると「國海本」は初刻の系統を引くものかもしれないという疑念も生じようし、さらに様々な臆測を呼び、全體から再検討を迫られる事體になりかねない。

しかし、それには及ぶまい。「國海本」の序文は不審な點が多く、注釋と一緒に傳わったものか疑問があるからである。序文の題は本来「大學古本序」とあってしかるべきであろうが、ここでは單に「序」と記すのみであり、また文末の署名は「學山本」の「正德戊寅七月丙午余姚王守仁序」のような書式で成立の年月・出身も含めて記されるのが通例であるが、ここでは單に「守仁序」と記すのみである。また序文中において「親民」とあるべきところを「新民」と誤記してお

また序文に署名がありながら、注釋部の發端に「漢戴聖撰」「明王守仁註」と二人の名が並記されるのみ了解に苦しむ。加えて注釋部は書式からして獨立していた感を強くする。兩者は傳承のルートを異にするものではなかろうか。

ところで、「舊序」は、「國海本」の他に『困知記』三續所收と『經義考』卷一五九所收の二本が今日に傳わる。『困知記本』と「經義考本」を比較すると、後者は前者に對して「箇所「矣」の字が缺落しており、前者が正確に「親民」と記すところを「新民」と誤記している。また前者の「什」を「釋」に作つてある。

前二點から推して「困知記本」を善本と認めるに者がでなからうが、注目すべきは「國海本」と「經義考本」の内容が完全に一致することである。加えて、『經義考』においても「守仁自序曰」と記して序文を引用しており、序文の題も成立の年月日等一切明示されていることである。また注目すべきは「國海本」には序文と注釋の間に李調元自身の「序」が挿入されており、そこで「古本の完善なる者、唯だ王文成の旁註、尙ほ存す。朱竹垞の經義考盛んに之れを稱す」と言つてのことから、彼が『經義考』を細見していた事實が明かになることである。

書物が流傳の中での序・跋を消失することはよく目にすることである。調元の取得した『傍釋』には既に序文がなく、恐らく『經義考』から借用したのではないか。こう考えれば、上述の序文に纏わる不審もすべて水解しよう。従つて「國海本」が「舊序」を冠することに振り回される必要はない。四における推定に變更を求めるとは不要であろう。

## 結語

以上の検討の結論は次のとくである。王守仁による正徳十三年刊の『古本大學』の注釋は三種の異本が現存するが、『丘陵學山』所収本は多くの點で他の二本に卓越し、守仁の親書として極めて信憑性が高いということである。

この検討の間に明かにされた主な點を擧げると次のとくである。

この書は後世様々な名稱を持つに至るが、注釋、注釋書としての題は特になく、序文の題の「大學古本序」に符合するよう、「大學古本」とのみあつた。現存する初刻の序文は三本（實質は二本）、注釋も三本、兩者とも所収書の刊刻の早さの順に信憑性が増し、序文は『困知記』所収本、注釋は上掲本が最も信憑性が高い。序文は何度も改稿されたように、注釋も改稿を試みようとしたが果せずに終つた。序文が最後の石刻本を除いて他は廢稿處分となり、遺稿集に収録されなかつたように注釋も廢稿處分となり、遺稿集に収録されなかつた。未定の論まで収録に與つた他の遺稿と處遇が異なるのは、兩者の影響力に鑑みたものであろう。注釋に異本がありそれが變化しているのは、守仁の手によるものではない。一度の變化は説明可能なものと不可能なものがあるが、ともかくこの注釋が輕視されてきたことを物語るものであろう。注釋は未改稿に終つたが、その志は『大學問』に引き継がれていたのである。

なお拙稿は第四十六回日本中國學會での發表を基にしたものであるが、この際に『丘陵學山』所収本によれば、王守仁の『大學』解釋に対する從來の理解と多少異なる理解が可能となることも述べた。今回は紙面の都合上割愛することにし、稿を改めて論ずることにしたい。

## 註

(1) 内容は『百陵學山』所収と同一である。『百陵學山』は萬曆一二年

(一五八四)に『丘陵學山』を増補して改名した叢書。

(2) 吉田公平氏「王陽明研究史(『陽明學の世界』)に簡略な言及がある。

(3) 内題は「大學古本」。他に「大學古本傍釋」、「古本傍釋」と記される。

(4) 「序」の改稿については、山下龍一氏「陽明學的研究」成立篇に詳しい。

(5) これは「傍釋」の前に記される文獻の序文である。題はなく、内容も多少混亂があるかに思える。

(6) 『本朝分省人物考』卷四四。

(7) 賈曾による文獻の母の傳記「慈淑孺人王母陸氏傳」(『五獄山人集』卷三五)によつて明かとなる。

(8) この年以前に文獻の手によつて「傍釋」が重刊された可能性は十分ある。その時期は判然としないが、嘉靖四年(一五六四)、自らの『大學石經古本』と合刻した可能性が強い(『丘陵學山』大學古本、大學石經古本による)。

(9) 王畿の歿年は萬曆一一年(一五八三)、錢德洪の歿年は萬曆二一年(一五七五)。

(10) 魏校(莊渠)の嘉靖二一年(一五四二)刊「大學指歸」で實行されるもので、理論は「考異」に示される。『古本大學』の語を改訂せずして済むことから踏襲する者も多く出た。

(11) 「年譜」は正徳一六年とするが、「傳習錄」下巻陳九川錄によつた。

(12) 『大學古義』(『見羅先生書』卷一)の「格致義」に見える。

(13) 傍註という形體、それを削註に改める作業、……にも起因するとは考えられる。

(14) 他にも当時の「傍釋」からの所引とは断定し得ないが、現存の「傍釋」とほぼ一致する守仁の言を記すものがある。季本がその『大學私存』に舉げるもので上掲四の13條（『學山本』のみ）に一致する。また王直錄『陽明先生遺言錄』に記すもので上掲四の31條に酷似する。いずれも現存の『傍釋』の信憑性を保證する傍證にはなるものであろう。

(15) 『觀我堂稿』卷一「知本義」に記す年による。

(16) 顧璘の場合は、『傳習錄』中巻「顧東橋に與ふる書」守仁にて再引されている。羅欽順の場合は、上引の欽順の書に對する反論が『傳習錄』中巻「羅整庵少宰に與ふる書」であるが、守仁から何らのクレームもない。

(17) 「困知記」によれば「大學之要、誠意而已矣。誠意之功、格物而已矣。誠意之極、止至善而已矣。……其亦以是矣夫」であるが「經義考」は、部の「矣」の二字を脱している。前者の「矣」の脱落は確かに誤りであろう。